1940年代中国郷村における公教育費に関する研究

朝倉美香

はじめに

中国における小学校の設立・運営経費の徴収方法は、近代学校設立が始まった1900年代当初から、民国後半期(1930年以後)には大きく変化した。1940年代には、1930年代各校に設けられた 籌備委員会から基金保管委員会が小学校経費を管轄することになった。さてこの変化のうち最た るものは、保国民学校のうちに現れた基金保管委員会である。

さて保国民学校の「保」とは、中央政府―省―県―郷―保―甲と段階づけられた行政単位の1つを指す。「修正広東省各保国民学校基金保管委員会章程」民国30(1941)年3月(民国30年6月修正)では、国民学校基金壽集弁法第16条の規定により、国民学校基金保管委員会を組織し、保国民学校基金保管委員会を保国民学校内に設置することとなった。この保国民学校とは行政単位を指す保のなかでの中心学校を示したものである。それゆえ保国民学校内の基金管理委員会は当該保における教育費管理の中心的役割を担ったのである。

教育費の具体的な徴収方法は、民国30(1941)年10月「保国民学校及び郷(鎮)中心学校基金 徴収弁法」、国民教育実施綱領第16条及び17条により規定された。そこに規定された徴収方法は、 戦時中であるので、次のように生活に密着した手法であった。① 寺廟祠会に寄付してもらい基 金の財源とする、② 公共の生産事業を行う、③ 公的な田地を耕す、④ 工業生産、⑤ 自然商品 を収穫販売する、⑥ 捐金の手続きの費用を徴収する、⑦ 労働者のボーナスから徴収する、⑧ 裕福な住民から寄付をしてもらう、⑨ 税金、⑩ その他、である。

これら基金調達方法は、②④⑤などの新たな公共事業の展開による基金徴収を除き、1930年代まで一般的であった寄付や民衆への課税という方法が主であり特に目新しさは感じられない。ただしこれまでの先行研究においては史料的制約もあり、保国民学校における基金保管委員会の具体的な機能は全く触れられてこなかった。さらに保レベルの教育費管轄のあり方を再考することで、実際に当時小学校がどのように運営されたのかが明らかとなる。そこで本稿では、1940年代の公教育費負担のあり方について基金管理委員会を通してその具体的様相を明確にすることに努める。史料は平遠県档案館で収集した一次史料を用いることにする。

1. 保国民学校設立の場所

民国30 (1941) 年10月8日「平遠県八尺郷第八保国民学校籌備委員会組織章程」において「第3条:本会は平遠県暫定郷中心学校保国民学校籌備委員会組織大綱2条の規程に基づきこれを組織する」「第4条:本会委員の義務は②本校基金の徴収・保管、③学校収支と予算の決定、④校長選挙」と定められた。委員の経歴は保長、校長・教員、甲長であり、行政と教育が分化してい

ない状況であった。従来の小学校は保ごとに国民学校として改編されたことから、地域社会である保の行政長が保国民学校を支えていたのである。

ところで本来基金籌備委員会の主要な職務は学校経費徴収にあったが、その任務を全うすることはほとんどなかった。そのあと民国30(1941)年3月29日平遠県県長から「保国民学校及び郷(鎮)中心学校基金籌集弁法の規程において委員会自ら経費を徴収することになった。該校基金等を徴収する際は同基金保管委員会が金額を定め徴収する」と、今度は基金保管委員会が独自に教育費を徴収することが可能となった。それは同時に基金保管委員会のみが徴収の重責を担うことでもあった。

また一方で、どの甲(保の下位の行政単位)に保国民学校を設置するのかが大きな問題となった。極端なことをいえばすべての甲が保国民学校設立を希望したのである。なぜならば、保国民学校とそうでない小学校との間には明らかに補助金や経費に大きな差異があったからである。それゆえ保国民学校設置をめぐって甲同士が対立を起こしたのである。またそれだけではく、実際に通学する児童の便をめぐって保ごとに保国民学校を設立する方法に疑問が呈された。

たとえば民国31 (1942) 年6月15日県長宛てに、石正郷第十五保公民劉棟林・甲長劉連蝉により保ごとに国民学校を設置する規定に対して、甲には通学に不便である一部児童がいると分校設置の請願があった¹⁾。つまり、ある甲に保国民学校が設立されると一部の甲の児童は距離的に通学が困難であったためである。

「十四保の四姓(黎、陳、何、劉)が団結して学校を開学することにした。今、十四・十五両保で聯立国民学校(上新学校)を設立した。四姓が集まり計13甲で学校を設立することになったが、そのうち7甲は聯立国民学校が地理的に近い。しかし保立学校の章則は保を単位とするものとはいえ何氏の一部児童からは遠い。そこで学童の便を図るため分校の設立を願う」。

保も面積が広く、各保のどこに保国民学校を設立するのかは、甲が相互に小学校経費負担をする以上、どの甲にとっても大きな問題であった。

このように保国民学校は甲の対立を生むものであったが、では、どうして各学校の籌備委員会から保国民学校の基金保管委員会へと学校経費の任務が移されたのか。それには多くの問題があったが、最大の要因は籌備委員会に経費徴収・管理能力がなかったことであろう。

平遠県第二区長田私立宏琳初級小学校(その後、民国31(1942)年2月21日、第十保国民学校として出発)校長丘奕保が、民国30(1941)年3月10日県長あてに「民国26(1937)年より校舎を新築するが今に至るまで完成していない。物価高騰で必要とする資金がない。2月16日『学校は人材を陶鋳する基』と各校理事会で神会田産を本校常年経費とすることを決議した」と報告している²⁾。その神会資産一覧は次のようである。

2. 2000 (1011) 10	MINIT REPLACEMENT	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
神会名	担数	郷別
四月会	6担	長田郷
新柘会	7担	長田郷
二十神会	2担	熱水郷

表 1 民国30(1941)年3月10日「長田私立宏琳初級小学校属内神会田産一覧表」

教育費徴収が困難なことは、郷長から県長あてに民国29 (1940) 年8月21日、平遠県熱拓郷第十保国民学校について、「民国29 (1940) 年度の郷保甲経費予算は3,309元で、攤派が責を負っている。前年未払い900余元は人員を派遣しているが、如何なる効果もない。米の不作により郷民が苦しみ、私人名義で各塾に700元を出し数ヶ月の食料としたが、既に現在、郷民は困っている。貧しい保に保長から催促しても教育費徴収の責任を負えない」と、農村地帯であるゆえに不作であると教育費徴収がままならない状況が説明されている³⁾。徴収を担当する籌備委員の履歴を示すと次のようである。

		200 SW27 162 W	- T
丘登俊	31	梅州高中	熱柘郷中心学校教員
丘登明	42	嘉応大学	三郷小学校教員
丘中直	35	黄浦軍官学校	
丘奕保	26	東山中学高中卒業	熱柘郷中心学校
丘憲応	32	国立暨南大学	訓育主任教員

表 2 民国30(1941)年9月9日「平遠熱柘郷第十保国民学校籌備委員資歷表」

委員は、教員と地域父老が中心となっていることが分かるが、この時期には大卒の若い教員が 籌備委員である場合が目立つ⁴⁾。専門的な能力を有する籌備委員でさえ、不作のなかで教育費を 集めることができず、結局学校経費徴収・管理に関する組織そのものの改編に期待を寄せること しかできなかったのであろう。

・保国民学校への改組―基金管理委員会―

さてその時期、同じ泗水郷内の第五保では基金保管委員会章程が作成された。

民国32(1943)年7月10日「泗水郷第五保国民学校基金保管委員会常務委員林維緒・修正広東省各保国民学校基金保管委員会組織章程」によると、第2条では「委員5-7人、校長及び教員代表1名、委員選任保民大会3-5人」と規定された。そして同日、国民学校主任委員林維緒、父老、甲長が「校長林石生が教育を軽視し、経費が不足した」ことから基金保管委員会で3人の校長候補を選んだ。また、それより先7月6日には、「基金保管委員7人を改選した。本期経費は、基金保管委員会が収支の責を負う。校長1人で任意に行うと支出の必要がある時に支出できない。校長に帳簿を送り校長印、蓋章を押し、基金保管委員会に提出してもらうようにする」ことが決まった50。

このように第五保では絶えず父老会議、基金保管委員会が開催されていたようだ。特に注目す

べきは校長の教育費の裁量権を小さくし、校長に代わり基金保管委員会が収支のチェック機能となることが話し合われた点である⁶⁾。つまり基金保委員会は地域ぐるみの学校経営のチェック機能を行う役割を果たしていたのである。

さて林石生校長の失態は、県政府から派遣された督学(学校監督)林進宝の学校経費の中間搾取にあった。民国31(1942)年8月15日、父老委員聯席会議が開かれた結果、「林督学は帳簿操作し収穫谷10余石を横取りした。郷の「公衆」はこのことを認めるべきではない。この理由で林進宝の間違いを認め、県政府は抗款呑租を罪とすべきである」と父老も基金保管委員会も督学を批判した7)。ここからは、当時、各校の基金保管委員会のほか、県政府から派遣された督学が経費徴収に従事していたことが分かる。しかし督学といえども、徴収に尽力する者だけとは限らず、自らの私腹を肥やす輩も多かったのだ。

そこで学校側は林進宝に対しては、不払い分を徴収することを要求すると同時に、地方自治の発展、公教育に反発したとして林進宝の公権を終身剥奪することを要求した。「林進宝の抗款呑租は日々未払い分を支払うことで終結した。しかし調査すると彼は狡猾であった。また民国31(1942)年10月19日、県政府督学林益剣が学校視察の時、帳簿を写し訂正していたことが分かった。これから林進宝は狡猾で極刑を侵すことも顧みず、抗款呑租(不払いや帳簿操作)をしたことが分かる。『教育破壊』という理由で林の終身公権を奪い、風紀を粛正することを願う」⁸⁾。

続いて民国32 (1943) 年7月31日、「為玩令抗交挟印私逃懇請派員勅令移交以維威信而利教育由」県長あての文書で、国民学校基金保管委員会林維緒(甲長林信宝、12人)、該校董事会は「林石正校長が学校を閉鎖したことを会報に記しこの令を究める」と林石正校長が学校運営に無力であったことを公にすると述べている。そして林校長が学校経費問題で失敗したことから、民国32 (1943) 年7月29日「平遠県泗水郷第五保国民学校基金保管委員会章程」において、次の条項を明文化した⁹⁾。

- 第10条。基金保管委員会は収入一切の証書・領収書を郷公所に提出し押印し、用いるときは保 管員により再び押印することにする。そして収入、年月日、名称、数量を明らかにする。泗 水郷公所により調査徴収者名も県政府に提出処理する。
- 第11条。委員会は、保管員が学校公布通知簿を得た後に、支出の一切を公開する。
- 第13条。委員会は毎日、常務委員による常務会議1回を行う。必要なときは臨時会議を開く。 また会議の時は保管員が列席する。
- 第14条。本会の委員及び保管委員は義務職で任期は一年に限る。しかし再選も可とする。
- **第16条**。もし基金及び租息を侵すことがあれば、証拠確実な者は裁判所に送り手続きをするほか、その分を追徴する。

民国32 (1943) 年9月24日「呈請探究背立租六斗以舒民困巾」県長宛ての文書で、泗水郷第五 保国民学校校長林維緒、基金委員会常務林昭亮、保管員陳鼎呈が「黄昌智、黄汝梅、陳昆福等3 名は常年経費6斗(毎名2斗)について、籌集基金法によって全体会議を招集し徴募を図った。 林元才は真に教育経費の助けとなろうと上碌村水口山背の田租谷4斗を寄付した。しかし前校長 林石正は県府宛てに書類を提出しなかった。また去年の冬、陳天喜は私人として常年租谷1斗、50元を納め、本校が開学するときも林石正により強制され常年経費も負担している。校長は私たちの忠孝に乗じて欺いた」と、現校長・委員会・保管員が前校長の経費管理のずさんさを指摘した。寄附金があっても帳簿にはのせず、経費が必要なときは私人に要求していたのだった¹⁰⁾。

これまで林前校長が関わってきた経費のうち、民国32(1943)年10月3日「常年租谷4斗の原契約に関しては前校長林石正が林督学により民国31年7月14日提出後、9月23日本理事会が査収した」。基金保管委員会が前校長の経理に関して再調査し、理事会によって承認されたのである。基金保管管理委員会によって学内においても教育経費に関する調査機能が働くことになったのである。

その後、第五保国民学校では再度校長による学校経費流用問題が発生した。

民国33(1944)年2月24日「林維緒が校長になって以来、学校運営は進展なく次学期学校は閉校する。租穀も低価で発売し中間搾取を行い、言葉では言い尽くしがたい醜態をさらした。本年に至るまで責任を負わない。再三校長に開学を願い出るが、児童を重んじず、教員を雇わず、収支の計算もしない」との基金管理委員会から県長に対して申し出があった¹¹⁾。教育費の収入源に関する章程「第五保教育基金補助費谷会章程」には「本保で教育経費が欠乏した場合、穀会乙組が教育基金、建築費を補助することを宗旨とする。保管員3人、監督3人で組織され、収支保管監督を責任者とする」とある。このように経費に関するざまざまな取り決めがなされていた。

それでも基金保管委員会の者も教育経費の流用事件を起こしている。1年後の民国34 (1945) 年3月1日平遠県長宛ての文書で、第五保国民学校校長林維緒は「基金保管委員会常務林昭亮らにより経常各費が不明金となったが弁償されていない。学校経費が不明となったが手の付け所がない。基金保管委員会にも出席しない。呉督学の指示を仰ぎ、林敦福保長を基金保管委員会委員に充当した。すると前林石正校長任期内の収入項目、図書器具も明らかとなった」と新委員を充当したことで、これまでの経理の不明確な点も明らかになったと報告した¹²⁾。

基金保管委員会常務林昭亮は、経理がずさんだけでなかった。民国34(1945)年2月23日県知事宛ての文書によると、林昭亮は「図書工具を盗み、開学間近にも関わらず学校の門に鍵をかけ、悪婦陳氏を住まわせ、教育を阻害」していた。そのため県知事から泗水郷第五保国民学校基金保管委員会に「陳氏に出ていくように指示し、住み続けるなら警察を派遣して取り押さえる」との命令があった¹³⁾。

このように基金保管委員会における地位を悪用した者も現れた。これに対して保では県政府から派遣された督学に指示を仰ぎ、早急に新委員を選出するなど、その対応の早さが明らかである。

2. 基金徴収の困難

平遠県上水村では、1940年代になっても存続している私塾によって学校運営妨害が起こった。 民国28(1939)年3月29日、「各租嘗は寄附金で前年最適の地に校舎を選び開学した。上水村地 方に、忽然として上程学校という4字の牌が貼られ、学校が設立されたのである。しかし私塾側 は付近の学童を強迫し、狡獪な手段で集めた。学校を空にして閉校させようとしたのである。私 塾側の簫集伴らの目的は該村の土地が小さく人口が少ないので、村内児童をみな私塾に通学させ ることにあった」¹⁴⁾。

それでも私塾の前に大河が横たわり、私塾は思った程ほど児童が集まっていなかった。この私 塾側の反撃は学校側でも一時問題となったが、鎮長(村長)が教育熱心で学校を支援したことか ら九死に一生を得た。

その後上水村でも小学校が保国民学校と改編され、教育熱心な地域と転じたのか、地域では小学校の基金調達するため、学校基金保管委員会を支援する雰囲気となった。全村人が小学校運営維持のため、教育費負担をかって出たのである。

民国32 (1943) 年10月20日、平遠県八尺郷第十保国民学校基金保管委員会から県知事宛に、「基金は各嘗会が認めるもののほか、本保上水村で全村人の寄付による唄戯会会社谷が計20余石となった。全村父老の決議で、該谷の全てが本校基金となった」「現在の学校収入の一部となるほか、その余りは所有者が受け取る。村で唄戯娯楽の谷を学校経費とすることを許さない者もいたが、大義を明らかにすることが大事だとして聞かなかった」¹⁵⁾。

地域の共有財産を娯楽ではなく教育に振り分けることを「大義」を明らかにするという言葉で 表現したことに対して、谷所有者が次のように述べている。「県政府、省政府、中央政府は何も してくれない状況である。学校崩壊に対抗し、政府の威厳に頼らないで、絵に描いた餅である谷 を学校の前途に対して用いたい。学校を保護するため、余力を残さず、傲慢な徒に対しては威厳 をもって対峙しなければ効果がない。学校維持は「公便」である」と。

・教育税不払い

ところが現実にはこれら谷所有者の教育税不払いも起こった。しかも農業に頼るこの地で不作の場合は、村人の教育負担も難しかった。民国33(1944)年9月8日「呈請回于警追収校谷由」では、県知事秦へ基金保管委員会主任委員校長より「警察を派遣し、来校してもらいたい。納税しない戸が多い。要求しても支払いには限度があると請願され、こちらの情ももたない。各戸は今年早季に収穫、6月終わりから現在までに多くの未納金を抱えてしまった。再三徴収に向かうが、各戸は借金を抱えている。未納の簫錦福らは本校運営に反発しているわけではないが、各戸の借金を調べ再び報告する」と、村人の経済状況を考えると無理な取り立てはできないという報告であった。

その実、学校存続には強制的な取り立ても辞さない態度が必要であった¹⁶⁾。しかしそのような 強権的な取り立ては村人と学校関係者との間に高い壁を作ってしまう。

民国33(1944)年10月8日、基金委員会簫春蘭、校長簫集伴から県知事宛に「警察が来て各戸から徴収しようとしたが、各戸はみなびっくりし、再三徴収しようにも払わない。甚だしくは、咆哮、凶凶とするので警察も措置なく、結果一粒も徴収できなかった。そこで武装警察を呼ぶことを希望した。徴収に反発すれば即、拘束するという前提で再び各戸に徴収に行き、反抗すれば押入った。それも現在学校経費が不足がちで、もしこの谷穀を速やかに徴収しないとすぐに学校

は財政難から閉校となるからである」17)。

このような状況になっても民衆から経費を徴収するための打開策はなく、そこで次期の収穫を 待つことにした。民国36(1947)年11月16日、校長から「勧導尽力するも穀量がない。何度も郷 公所が警察に追って徴収するよう願っても効果はなく、支出は多いが徴収する方法はない。冬収 穫の際に穀量を把握し速やかに人員を派遣して懇ろに納めてもらう」¹⁸⁾。

このように国民学校基金保管委員会がその主任委員長を中心にして経費徴収、それが困難な場合警察と組んで強制取り立てを行ったり、再三県府への訴状提出などを行っていた。ただし基金保管委員会設立によって警察との連携が深まったわけでもなく、むしろ清末から教育費の取立ては民衆の反発を買っていたという歴史的経緯がある。

その後民国38(1949)年4月15日、「黄亮梅等が泗水郷第五保常年谷3石を売り尽くす。春秋 祀になって谷がないので、民国37(1948)年常租谷1石6斗を徴収することができない。これで は教育経費に影響してしまう。教育基金を保護するため、嘗田一所、上磜村藍坑裏13丘、年納租 3石が学校に贈られ、教育基金保管委員会が契約、接収した」と、了解もなく教育税として徴収 していた穀物を売って私腹を肥やした黄亮梅のような者もいたため、委員会が直接納税者や寄付 する者と契約することになった¹⁹⁾。

そして民国38(1949)年9月25日には父老と基金保管委員会の合同会議が行われた²⁰⁾。地域社会40名のうち32名の有資格者が出席し「①牛碼承商蔡士交兄弟の不払いである牛肉221斤、11両(37年9月8日から38年9月7日)、米斗5石5斗を2期に分け、第一期は8月19日半分で、残りは9月19日以前に徴収する。②去年の未納や今年の早季谷は、学校が人を派遣して各未納世帯に催促し、もし応じなかったら区政府が人を派遣する。③本校50石常年経費は継続して徴収する。④自家用として屠殺し牛肉を販売する業者によって、本校税収が減額されていることに対して、如何に罰するのか。学校に報告し承商(承認済みの商人)とし、それらの属を調査したのち免税屠殺販売を許可する。⑤熱柘区政府軍糧・公糧で新しく電話費を払う。⑥紳耆を第一・二保では呉克我、二保では1人の紳耆を推薦する。以上のように基金保管委員会が中心となり、具体的に経費調達や業者と折衝していた。

これらのことから基金保管委員会が綿密に多様な教育税徴収を計画したことが分かる。

おわりに

以上、基金保管委員会の機能について、当時の教育問題との関連で論じてきた。特に本稿で史料として用いた档案は、本来スムーズに基金保管委員会の職務が遂行されれば残存しなかったものである。これら档案は、換言すると、基金保管委員会内で処理された問題、あるいは委員会だけでは処理しきれない問題が県政府宛てに報告、もしくは対処方法を仰ぐために作成された文書である。そのため、基金保管委員会が主に扱う学校経費問題のうち、県政府から派遣された督学、基金保管委員会委員の中間搾取、さらに教育税の不払いを大きく取り上げた。

ただしこれら基金保管委員会が直面した問題は、再度繰り返すことになるが、清末近代学校設

立以後一貫して問題となってきたことであった。つまり清末近代学校設立から40年ほど経過しても小学校経費の財源は、保・地域社会が自助努力で求める必要があったのだ。それでも基金保管委員会が小学校経費不徴収に際し、これまでになく徹底して徴収を試み、そのうえ管理上問題点があれば地域レベルや県府との関係ですぐに人事を撤回するなどした点は注目に値する。小学校の保国民学校改組前にも、各小学校には経費徴収機関として籌備委員会にあったが、平遠県の事例を見る限り学校経費徴収のチェック機能以外にも学校の評価団体として基金保管委員会は多くの役割を果たしていたといえよう。

註

- 1) 民国31(1942) 年6月15日県長あて、石正郷第十五保公民劉棟林や甲長劉連蝉
- 2) 民国30(1941) 年 3 月10日平遠県第二区長田私立宏琳初級小学校校長丘奕保、董事長丘養吾「為本処神 会田産経校董会決定撥充本校経費請准予備案由」
- 3) 民国29 (1940) 年8月21日「平遠県熱柘郷公所郷長劉亮芳、県長あて」
- 4) 民国31(1942) 年2月21日「為呈請加委第十保国民学校校長並懇頒撥校鈴由」
- 5) 民国32(1943) 年7月10日「泗水郷第五保国民学校基金保管委員会常務委員林維緒 修正広東省各保国 民学校基金保管委員会組織章程」
- 6) 民国32(1943) 年7月10日国民学校主任委員林維緒、父老、甲長
- 7) 民国31 (1942) 年8月15日平遠県長あて、国民学校基金保管委員会
- 8) 民国31 (1942) 年10月19日県長あて平遠県泗水郷第五保国民学校校長林石正「呈為林進宝抗款呑租案不 移交忌請拘提勅令請権由呈」
- 9) 民国32(1943) 年7月29日「平遠県泗水郷第五保国民学校基金保管委員会章程」
- 10) 民国32(1943) 年9月24日「呈請探究背立租六斗以舒民困巾」県長あてで泗水郷第五保国民学校校長林 維緒、基金委員会常務林昭亮、保管員陳鼎呈
- 11) 民国33 (1944) 年 2 月24日保国民学校基管会委員林喜慶など 5 名より県長あて「呈為籍故推延壇将学校 停弁懇請査撤並伝案厳令将旧歳収支款目核算並請選委校長、以専責成以維教育由」
- 12) 民国34(1945)年3月1日平遠県長あて、第五保国民学校校長林維緒から
- 13) 民国34 (1945) 年2月23日県長あて第五保国民学校常務委員林昭亮
- 14) 民国28(1939)年3月29日、「呈為意障害懇請撒消破壞以維学校由」
- 15) 民国32(1943)年10月20日「為呈請派警厳拘押追学校基金谷由」
- 16) 民国33(1944) 年9月8日「呈請回于警追収校谷由」県庁秦へ基金保管委員会主任委員校長より
- 17) 民国33(1944)年10月8日「呈請復派武装警察並発手令来校追収校谷由」
- 18) 民国36 (1947) 年11月16日「呈請派員率警来校坐追校校款由」
- 19) 民国38 (1949) 年 4 月15日「為本校捐戸黄亮海公嘗先年認助常租谷由ショウ裔汝梅等将田贈出由」県長あて 校長陳耀章、基金保管委員会林丘昌
- 20) 民国38(1949) 年9月25日「保長紳耆基管会委員教員聯席会議記録」